

平成30年第6回

# 東大和市農業委員会議事録

平成30年6月28日

東大和市役所会議棟第4・5会議室

東大和市農業委員会

平成30年第6回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 平成30年6月28日(木)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市役所会議棟第4・5会議室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会会長 中 村 勝 司
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会長諸報告について  
日程第3 報告第16号 農地法第3条の規定による届出について  
日程第4 報告第17号 農地法第4条の規定による届出について  
日程第5 報告第18号 農地法第5条の規定による届出について  
日程第6 議案第12号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている  
旨の証明願いについて  
日程第7 議案第13号 生産緑地地区指定に係る農地等の認定について
- 5 出席委員(14名)

1番 石 原 隆	2番 石 川 文 男
3番 関 田 文 吉	4番 関 田 義 保
5番 小 林 由美子	6番 比留間 淳 二
7番 岸 光 敏	9番 乙 幡 重 男
10番 岩 田 高 雄	11番 町 田 悦 郎
12番 中 村 勝 司	13番 森 田 良 子
14番 木 下 修 一	15番 大 羽 敬 子
- 6 欠席委員(なし)
- 7 出席した職員  
事務局(1) 小 川 泉                      事務局(2) 岩 田 豊 和

## 8 会議の結果

報告第16号～第18号について、専決処理を確認した。

議案第12号～第13号について審議した結果、証明書を発行することに決定した。

事務局（1） 会議の前に本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数15、現員数14、14名の出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例会が成立することをご報告いたします。

以上でございます。

(午後 2時00分)

### ◎開 会

議 長 では、ただいまより平成30年第6回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いたさせます。

事務局（1） （議事日程報告）

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

### ◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、11番、町田悦郎委員、13番、森田良子委員の両名を指名いたします。

### ◎会長諸報告

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告をいたします。(会長報告)

事務局長。

事務局（1） すみません。先ほど申し上げました日程について1つ誤りがございましたのでご報告します。

日程第7につきましては、私のほうで認定が1件というふうに申し上げるところ、3件でございますので、ご訂正お願いいたします。

### ◎報告第16号

議 長 続いて、日程第3、報告第16号 農地法第3条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（２）（議事日程に基づき説明）

議長 朗読及び説明いたしました。

報告第16号 農地法第3条の事案については、所有権の移転の確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第17号

議長 続いて、日程第4、報告第17号 農地法第4条の規定による届出1件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（２）（議事日程に基づき説明）

議長 朗読及び説明いたしました。

報告第17号 農地法第4条の事案については、全て転用の意思確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議長 ないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第18号

議長 続きまして、日程第5、報告第18号 農地法第5条の規定による届出4件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（２）（議事日程に基づき説明 4件）

議長 朗読及び説明いたしました。

続いて、転用の意思の確認について報告をいただきます。

2番、3番、4番については事務局の報告のとおりですので、省略いたします。

1番の事案について報告をいただきます。

芋窪地区担当、岩田委員。（転用意思確認の報告）

議長 報告をいただきました。

報告第18号 農地法第5条の事案については、全て転用の意思の確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎議案第12号

議 長 続きまして、日程第6、議案第12号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い3件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局(1) (議事日程に基づき説明 3件)

議 長 説明のとおり、本議案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号1番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

何かございますか。

町田委員。

町田委員 意見でございますけれども、基本的に農業経営を行っておられるわけでございますので、農業者になろうと思っておりますので、お時間の許す限り、今後、納税猶予の経営状況の確認の申請に対しましては、現地立ち会いをお願いをしていくというふうな方向で、そういった方法をしていったらいいのではないかと考えております。

意見でございます。

議 長 意見ですね。

では、意見につきましては、この会議が終わってその中で対応したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

ほかに何かございますか。

(発言する者なし)

議 長 ほかにないようですので、採決をいたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎議案第13号

議長 続きまして、日程第7、議案第13号 生産緑地地区指定に係る農地等の認定3件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局（1）（議事日程に基づき説明 3件）

議長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、本事案は生産緑地地区指定に係る農地等の認定について、都市計画課より照会があった事案です。

申請番号1番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本件につきましては、木下修一委員に関する事案でございます。木下修一委員につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与が制限されておりますので、退席をお願いいたします。

（木下修一委員 退席）

議長 本件について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

何かございますか。

（発言する者なし）

議長 特にないようですので、採決いたします。

生産緑地地区指定に係る農地として認定することに賛成の方は挙手を求めます。

（挙手多数）

議長 挙手多数。

よって、生産緑地地区指定に係る農地として認定することに決定いたしました。

ここで木下修一委員の議事参与を解除いたします。

（木下修一委員 着席）

議長 続きまして、申請番号2番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本件について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

何かございますか。

木下委員。

木下委員 よろしいですか。現地で確認をすればよろしかったんですけども、転用の有無がないという掲載をしてありますけれども、どこからないかを教えていただきたいんですが。

基本的に、普通の話でいくと、生産緑地ですけれども、今回は宅地であっても生産緑地となります。もう既に農地から宅地に以前に転用されている土地という判断とは違う。

議 長 事務局、その辺わかりますか。

事務局（２） もともと地目は、ずっと宅地なんです。ですから、宅地という地目でありながら、あの状態が続いたんです。

議 長 事務局。

事務局（１） 今手元に詳細資料がございませんが、地目は宅地のままであって、転用はないという記載だというふうに思いますので、詳細については、また正確に確認をして、またご報告させていただければと思います。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

木下委員。

木下委員 今回の申請に関しての転用はない、ありませんという表記の仕方をするのか、もう既に農地から宅地に転用されている。基本元がどこなのか。

議 長 事務局。

事務局（２） そうですね、この件につきましては、地目が宅地ということですので、ずっと昔から宅地ですね。現況が、ああいったような竹林の状況であったということなんですね。

ですので、本来であれば、地目が宅地ですので、もともと地目が畑だったり、何だったという可能性があるかと思うんですけれども、ずっと追う限り最初から宅地です。それがいつからと言われますと、ちょっと何とも古い話になってしまうと思うんですけれども。ですので、ずっとそこから宅地で来ていて、現況はああいう竹林だったり、土地はわかりません。畑になっていたかどうかわからないんですけれども、宅地以外の状況が続いていたという形だと思います。

木下委員 判断としては、今回の申請に関して、近々に転用はなかったという内容ですか。

事務局（２） この転用のなしは、うちの記録がある限りもう最初からなかったという。それがいつまでと言われると、ちょっとかなり古い話になってしまうんですけれども、一度転用に出ていますとかなり昔の記録が残っておりますので、そこを調べても転用はなかったという形です。

議 長 よろしいですか。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

議 長 ほかにないようですので、採決いたします。

生産緑地地区指定に係る農地として認定することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、生産緑地地区指定に係る農地として認定することに決定いたしました。

続きまして、申請番号3番、〇〇さんの事案についてご審議いただきます。

本件について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

何かございますか。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

生産緑地地区指定に係る農地として認定することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手なし)

議 長 挙手なし。

よって、生産緑地地区指定に係る農地として非認定することに決定いたします。

◎閉 会

議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって定例総会を閉会いたします。

(午後 2時53分)